

処分についての審査請求書

令和6年11月19日

五島市議会議長 木口 利光 様

審査請求人 510 けいしょう会
代 表 丸 田 敬 章 印

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
氏名（名称） 510 けいしょう会 代表 丸田敬章
住所（居所） 五島市中央町 7・25
- 2 審査請求に係る処分の内容
五島市議会議長（処分庁）が審査請求人に対して行い、令和6年10月8日付け
6五議第515号により通知した却下処分
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
令和6年10月9日
- 4 審査請求の趣旨
「五島市議会議長（処分庁）が審査請求人に対して行い、令和6年10月8日付け
6五議第515号により通知した却下処分を取り消す。」との裁決を求める。
- 5 審査請求の理由
審査請求に係る処分は、次のとおり違法、不当である。
 - ・却下処分の理由とされた「第4条第1項第1号には該当しない」という部分は、五島市議会議員政治倫理条例第1条（目的）に抵触する結論である。
 - ・議員としての職務とは関係のない私人としての行動に関する問題は、五島市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号には該当しないとの判断であるが、市議会議員としての倫理上、問題があることへの審査請求であり、議員の職務に対する請求ではない。
 - ・却下理由がまかり通るものであるとすれば、「議員で在ればやりたい放題」。この論法を許せば、倫理条例の存在そのものの意義がなくなる。
- 6 処分庁の教示の有無及びその内容
「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、五島市会議長に対して行政不服審査法の規定による審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」との教示が請求人からの指摘で追記された。

処分についての審査請求書への追記補正

令和6年11月22日

五島市議会議長 木口 利光 様

審査請求人 510 けいしょう会
代 表 丸 田 敬 章 印

次のとおり審査請求に対し追記補正をします。

5 審査請求の理由

審査請求に係る処分は、次のとおり違法、不当である。

- ・却下処分の理由とされた「五島市議会議員政治倫理条例施工規定第7条第2項第2号に基づき却下いたします。」という部分に対しての反論として、五島市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号においては、資料提出の LINE トークでのやり取りの中にある、「五島の未来も、ぼくの未来も、全部、ようこさんが左右しま(す)」との部分が、「その職務に関し、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」に抵触するのである。よって却下理由は不当である。
- ・却下処分の理由とされた「五島市議会議員政治倫理条例施工規定第7条第2項第2号に基づき却下いたします。」という部分に対しての反論として、請求人は、五島市議会議員政治倫理条例第4条第2項及び第3項に規定する事項には該当しないものである。その理由は指摘条項の主語は「議員は、」となっているが、本件請求人は政治団体であり議員ではないため、却下理由は不当である。

資料

